

平成24年1月27日

第2354号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 秋田県災害・救急医療情報システムに関する役務提供業務についての企画提案書の提出（40・医務薬事課）……………1
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更（41・建築住宅課）……2
- 建設業の許可の取り消し（42・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（43・由利地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更及び供用開始（44、45・由利地域振興局建設部）……………3
- 道路区域の変更及び供用開始（46・雄勝地域振興局建設部）……………4

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………5

告 示

秋田県告示第40号

秋田県災害・救急医療情報システムに関する役務提供業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 企画提案書の求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
秋田県災害・救急医療情報システムに関する役務提供業務
- (2) 公告業務の内容
災害時の医療救護活動に必要な情報、平時の救急医療情報及び県民への医療機関情報等の収集及び提供を図るため、秋田県災害・救急医療情報システムの設計開発及び維持管理を行う。
- (3) 履行場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎
- (4) 履行期限
ア 公告業務のうちシステムの設計開発は、平成24年9月30日（日）までに完了すること。
イ 公告業務のうち災害・救急医療情報を提供する期間は、平成24年10月1日（月）から平成29年9月30日（土）までの5年とする。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下「提出資格」という。）を有すると知事に認定された者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
- (3) 提出資格の認定の日において、県の指名停止措置を受けている者

3 提出資格の認定の手続き

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書 2部

- ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号
- イ 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似の業務の履行内容

(2) 提出方法

持参すること。

(3) 提出期間

平成24年1月27日(金)から同年2月3日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 提出場所

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部医務薬事課(電話018-860-1402)

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A4判横長用紙、横書き、左とじ) 10部

ア 提案するシステムの概要

イ ハードウェアの内容

ウ ソフトウェアの内容

エ システムの開発方法

オ システムの維持管理方法

カ ホスティングセンター管理事業者の役務提供方法

キ システム機能の自由提案

ク 経費の額及びその内訳

その他、詳細は仕様書及び企画提案書記載要領を参照のこと。

(2) 提出方法

持参すること。

(3) 提出期間

提出日資格の認定の日から平成24年2月23日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

(4) 提出場所

3(4)に同じ。

5 最優秀提案者の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書の審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

(2) 選定に際し審査する事項

最優秀提案者を選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

ア 公告業務に関する仕様書の理解度及び企画提案書の内容の的確性

イ 公告業務の実証設計及び実施方法の妥当性

ウ 公告業務を履行する能力

エ 公告業務の履行に係る経費の額

(3) 選定の時期

選定は、平成24年3月中旬に行う。

(4) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

6 公告業務に関する仕様書及び企画提案書記載要領の交付期間及び交付場所

3(3)及び(4)に同じ。

7 その他

(1) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(4) 最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(5) 詳細は、実施要領等による。

秋田県告示第41号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関

から変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社 建築構造センター
- 2 変更の内容
指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を追加する。

名称	所在地
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町七丁目13番地13 ミツネビルディング604号室

- 3 変更しようとする年月日
平成24年2月1日

秋田県告示第42号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年1月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
盛興造園土木
男鹿市脇本富永字大倉29番地
吉 田 盛 徳
秋田県知事許可（般-23）第5713号
- 3 処分の内容
土木工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年1月16日付で土木工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第43号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年1月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
藤田建築
由利本荘市浜三川字大沢19番地4
藤 田 常 志
秋田県知事許可（般-22）第9021号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年1月16日付で建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	冬師西目線	由利本荘市西目字滝ノ台8番地	9.10~11.10	0.038
	新	冬師西目線	〃	15.40~25.40	0.038

2 供用開始の期日 平成24年1月27日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年1月27日から同年2月9日まで

秋田県告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	冬師西目線	由利本荘市西目字滝ノ台1番地2地先から3番地3地先まで	9.00~42.50	0.170
	新	冬師西目線	〃	20.50~42.50	0.170

2 供用開始の期日 平成24年1月27日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年1月27日から同年2月9日まで

秋田県告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	大曲大森羽後線	A	雄勝郡羽後町新町字鶴巣96番地先から無番地先まで	10.00~11.20	0.170
			A	雄勝郡羽後町新町字鶴巣96番地先から無番地先まで	10.00~11.20	0.170
	新	大曲大森羽後線	B	〃	11.40~13.00	0.180

(この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。)

2 供用開始の期日 平成24年1月27日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年1月27日から同年2月9日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三種町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鵜川字帆出22番地1	成 田 和 保
〃 〃 森岳字槻田54番地	唐 土 義 弘
〃 〃 〃 字二ツ森33番地	荃 沢 誠 作
〃 〃 川尻字安戸六前谷地26番地1	田 中 廣 儀
〃 〃 鵜川字大曲131番地	成 田 栄 悦
〃 〃 富岡新田字富岡59番地1	田 森 弘
〃 〃 外岡字羽立64番地	田 中 靖
〃 〃 久米岡新田字吉岡3番地1	佐々木 文 治
〃 〃 森岳字泉八日77番地	湊 稔
〃 〃 鵜川字上谷地3番地2	相 原 富 樹
〃 〃 川尻字川尻昼根下14番地	関 清 光

2 就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鵜川字帆出22番地1	成 田 和 保
〃 〃 森岳字槻田54番地	唐 土 義 弘
〃 〃 〃 字二ツ森33番地	荃 沢 誠 作
〃 〃 川尻字安戸六前谷地26番地1	田 中 廣 儀
〃 〃 鵜川字大曲131番地	成 田 栄 悦
〃 〃 森岳字泉八日77番地	湊 稔
〃 〃 外岡字羽立64番地	田 中 靖
〃 〃 鵜川字東鵜川21番地	田 村 広
〃 〃 久米岡新田字吉岡3番地1	佐々木 文 治
〃 〃 川尻字川尻昼根下14番地	関 清 光
〃 〃 富岡新田字家の前2番地6	田 森 直 一

3 退任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鵜川字東鵜川21番地	田 村 広
〃 〃 川尻字川尻昼根下54番地	及 位 公 英
〃 〃 〃 字川尻昼根下12番地	関 弘

4 就任監事の住所及び氏名

山本郡三種町川尻字川尻昼根下54番地	及 位 公 英
〃 〃 鵜川字上谷地3番地2	相 原 富 樹
〃 〃 〃 字萱刈沢20番地	佐々木 亨

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年1月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号